

毎年この時期におこなう、申告相談は左記の日程でおこないます。

日本の税制は、申告納税制度(確定申告で税額が決まる)です。確定申告をしなければ節税することもできません。

★とき 2月23日(日) 朝9時半より
★ところ 青木永六宅 昼1時より

給料や年金の源泉徴収表、国保・介護保険の1年の掛け金、国民年金は支払い証明書、生命保険・火災保険などの証明書、医療費の領収書や保険の還付金額、収支計算のわかる書類などを持参のこと。

(事前にご連絡ください)

控除をもらえず引くこと

☆これが基本です。点検してみましょう。

節税効果の大きいのは、扶養控除(38万円)離れて暮らしていてもOKです。

形式基準では、遠く離れて暮らしていても所得38万円以下の親族は「扶養控除」の対象になります。親族の範囲は、6親等内の血族および3親等内の姻族です。いとこのひ孫で六親等の血族、配偶者の兄弟の子で3親等の姻族です。かなり広く認められています。

所得38万円以下の人は、パートなどの給与収入は103万円以下、厚生・国民年金の(65歳未満)人は、108万円。(65歳以上)の人は、158万円以下の人です。

【例】田舎で暮らしている両親(65才以上)の年金が1人158万円以下の場合、都会の子どもの扶養家族になれます。(この場合会社で手続きされていなくても確定申告だけで有効です)

★雇用保険や労災保険の給付金、遺族年金・障害者年金などは非課税なので所得には入りません

★税金70万円取り返す。

昨年末、同級生が、母親が国民年金と遺族年金を受けているので扶養に入らないと考えていたところ、扶養に入ることを青木議員より聞き、還付申告をしたところ、国税・地方税合わせて約70万円(5年間の還付申告)も戻り大変喜ばれました。

医療費は家族で10万円を超えた金額が目安です

1月1日から12月31日の間に家族が使った医療費が対象です。(介護保険自己負担分も)領収書が必要なのと、通院費はバス・汽車の区間・通院日の整理が必要です。(所得の5%か10万円の低い額が控除されます。)



☆このような方は注意下さい。

- ①中途退職者は殆ど税金が戻ります。・源泉徴収票の税額欄に金額のある方、申告で税金が戻ります。
- ②年末調整で控除漏れのある人。・生命保険や地震保険、扶養控除等控除もれのある人、還付申告をして下さい。
- ③所得税のかからない人で申告が大切な人。・国保料の減額や決定等所得によって変動する制度、介護保険料の決定などは所得・税額で左右されますので、申告しておく事が大切です。
- ④還付申告は5年さかのぼれます。・☆住宅バリアフリー・耐震改修控除もあります。

